

自宅にエアコンがない高齢者等（住民税非課税世帯）にエアコン  
購入設置費を補助します

【対象世帯】	<p>※①～④の要件を全て満たす世帯が対象です。</p> <p>①町内に居住し、住所を有する方で次のいずれかの世帯</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 65歳以上の高齢者のひとり暮らし世帯</li><li>・ 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯</li><li>・ 障がい者のいる世帯</li></ul> <p>②世帯全員が住民税非課税</p> <p>③居住している住宅にエアコンが1台も設置されていない、または故障により使用できるエアコンがない世帯</p> <p>④同じ住宅に64歳以下の方が同居していないこと。ただし、障がい者のいる世帯を除く</p>
【対象となるエアコン】	<p>令和8年4月1日以降に認定施工業者（町内業者）より購入し、天井、壁又は窓枠等に固定して使用するエアコン1台を対象とします。</p> <p>※故障したエアコンの修理、床に置いて使用するエアコンは対象外です。</p>
【補助金額】	<p>70,000円を上限に、エアコンの購入と設置工事にかかった費用の1/2を補助します。</p> <p>※申請前に購入設置したエアコンや、故障したエアコンの撤去、処分費は補助対象外です。</p>
【申請期間】	<p>令和8年6月1日～令和9年3月31日</p> <p>※予算が無くなり次第終了となる場合があります。</p>

## ～ 補助金申請の流れ ～

### 補助金の申請

交付申請書に必要事項を記入し、認定施工業者（町内業者）が作成した見積書の写し、申請者の通帳の写し、エアコン設置前の写真を添付し申請してください。

### 補助金の交付決定

審査の結果、対象となる方へ、後日補助金交付決定通知書を送付します。

### エアコンの購入・設置

補助金交付決定通知書が届き次第、見積書を作成した業者よりエアコンを購入、設置し代金を支払ってください。

### 実績報告と請求

購入、設置後、実績報告書を作成し、領収書、エアコン設置後の写真を添付して提出してください。

### 補助金の支払い

提出書類の確認ができ次第、補助金を申請者の口座に振り込みます。

#### 【問い合わせ】

八峰町役場 建設課 建設係

TEL : 0185-76-4610